

## シティズンシップ教育としての法教育モデル —Don Rowe の Law-Related Education モデルから—

佐藤伸彦（立命館大学大学院先端総合学術研究科一貫制博士課程）

### 1. 本報告の目的

本報告では、Don Rowe の小論“Law-related Education: An overview”（1992）<sup>1</sup>に基づいて、イギリスにおける Law-Related Education（以下、LRE）の学校カリキュラムとしての出現を確認する。次に、そこから提示された Rowe の LRE モデルを紹介する。最後に、Rowe のモデルを参考にして、日本の「法教育」に対して若干の検討を試みたい。

### 2. 報告の背景・概要

Don Rowe は、本報告で取り上げる小論において、LRE の出現とその主な特徴を概観し、法教育の科目開発と実施に向けた6つのモデルを提示している。

まず、Rowe によれば、LRE は、それまでの伝統的な市民教育（civics education）の行き詰まりや政治行動の教え込みの失敗から出現したものである。この点、伝統的な市民教育（civics education）の失敗に対して、政治的リテラシー運動という反応がある一方で、それとは異なる第二の反応として現れたのが LRE であるという。

Rowe は LRE の出現を見た後、6つのモデルうち、3つのモデル—すなわち、①発達モデル（developmental models）、②コンプライアンス・モデル（compliance models）、③「法的能力」モデル（‘legal competence’ models）について概観している。Rowe がレビューする LRE の3つのモデルについて紹介する。

最後に、以上から日本の「法教育」について指摘し得る点について、若干の検討を行うことにする。Rowe が挙げたモデルは互いに排他的なものではなく、体系的に結び付けられることでむしろ「法教育」は有意義なものになると考えられる。その点では、体系化された LRE モデルを念頭に「法教育」が行われることが望まれる。

---

<sup>1</sup> Rowe, Don (1992) “Law-related Education: An overview,” in James Lyncy, Ceelia Modgil, and Sohan Modgil, ed., *Cultural diversity and schools: Vol.4. Human rights, education and global responsibilities*, The Falmer Press, 69-86.